

(6) 特別扱新聞紙の荷造用包装布等の返送については、無賃で運送する。

3 特別扱の承認

新聞紙および雑誌について特別な取扱を受けるには、特別扱の承認および特別扱運送契約の締結という2つの手続を経なければならぬのであるが、まず特別扱の承認手続の内容について記述する。

(1) 特別扱の申請

特別扱の承認を受ける場合は、発行人において ① 題号

② 掲載事項の種類 ③ 発行人 ④ 発行の定日 ⑤ 発行人の住所 ⑥ 発行の名称、を記載した申請書に新聞紙または雑誌の見本を添付し、鉄道管理局長を経由して、国鉄総裁に提出するのである。

(2) 特別扱の承認条件

特別扱の申請があった場合は、つぎの条件を具備するものにきざって、特別扱の承認をする。

ア 新聞紙については月3回以上、雑誌については月1回以上号をおって定期に刊行されるものであること。ただしこの発行回数に満たないものでも、国鉄が特別扱にする必要があると認めれば承認する。

イ 発行の終期を予定しないものであること。

ウ 政治・経済・文化その他公共的な事項を報道または論議することを目的として、あまねく発売するもの。

3 特別扱の承認

特別扱の承認をする場合は、特別扱新聞紙・同雑誌承認手数料を収受し、承認番号を交付する。この承認番号は承認年月日とともに新聞紙または雑誌に表示させ、特別扱の承認を受けたものであることを明確にさせている。(日刊新聞紙の場合は、承認番号の表示を省略できる)。

特別扱の承認を受けた新聞紙または雑誌に添付される付録または号外・増刊号等についても、一定の条件を付けて特別扱の取扱をすることとしている。

4 特別扱承認内容の変更

特別扱の申請をする際に提出した申請書の記載事項に変更を生じた場合は、特別扱変更申請書および見本を提出し、当初の申請の場合に準じて新たに承認を受けることとしている。ただし発行人変更および発行人の住所変更の場合は、承認手数料を要しない。

5 特別扱の承認取消

特別扱の承認を受けた新聞紙または雑誌であって、つぎの事項に該当したときは、承認の取消を行うことができることにしている。

- (1) 特別扱の承認適格に該当しなくなったとき。
- (2) 最近発行のつぎの定日から1箇月以内に発行しないとき。
- (3) 承認番号を他の新聞紙または雑誌に転用したとき。
- (4) 過去12箇月以内に2回以上発売禁止の処分を受けたとき。(金田政吉)

しんぶんし・ざっしのとくべつあつかいうんそう 新聞紙・雑誌の特別扱運送 新聞紙または雑誌について、運賃・運送方法その他に特別な取扱を受けようとする場合は、特別扱の承認(*新聞紙・雑誌の特別扱)を受けたのち、さらにつぎにより特別扱運送の契約を締結しなければならない。

1 特別扱運送の申込み

新聞紙または雑誌について特別扱の承認を受けた場合は、さらに荷送人においてつぎの様式の新聞紙(または雑誌)特別扱運送申込書を鉄道管理局長に提出し、特別扱運送の申込みをする。

新聞紙特別扱運送申込書			
昭和 年 月 日			
住 所			
営 業 所			
商 号			
氏 名			
新聞紙名	承認番号	託送駅	個 数
			重量(グラム)

鉄道管理局長殿
新聞紙の運送については、旅客及び荷物運送規則並びに関係諸規程を遵守するから特別扱運送をされたい。
なお、託送駅及び一箇月の数量概算等は、次の通りである。

2 特別扱運送契約の締結

特別扱運送の申込みがあった場合は、鉄道管理局長において内容を審査し、適当と認めるときは、特別扱新聞紙(または雑誌)運送契約書を荷送人との間に交換して特別扱運送契約を締結する。

3 特別扱運送の場合の託送方法

特別扱運送の承認を受けた荷送人が、新聞紙または雑誌を託送する場合は、一般の小荷物の場合と異なり、つぎの様式の新聞紙(または雑誌)託送書を、新聞紙のときは積載列車・汽船または自動車が発送する2時間前までに、雑誌のときは発送日の2日前までに、その託送駅に提出する。(新聞紙については、毎日の託送量がほぼ同様であるので、鉄道管理局長においてとくに認めた場合は、新聞紙託送書の提出を月1回とすることができることにしている)。

4 特別扱運送の停止または契約の解除

新聞紙または雑誌の特別扱運送契約を解除する場合は、契約の当事者(荷送人または鉄道管理局長)の一方から他の一方に書面で通告することとしているが、国鉄において特別扱運送の取扱を一時停止し、または特別扱運送契約を解除することのできるのは、つぎの場合に限定している。

(1) 新聞紙または雑誌の特別扱の場合の運賃は、1箇月分を取りまとめて国鉄の指定した期日までに支払わせる後払方式をとっているが、この指定期日までに運賃を支払わないとき。

(2) 特別扱として取扱わない新聞紙・雑誌を託送したとき。

(3) 品名・数量をいつわって託送したとき。

なお、特別扱運送契約を上記の理由により国鉄が解除したときは、原則として解除後3箇月間は、特別扱運送の申込みに応じないこととしている。(金田政吉)

しんぶんし・ざっしひきわたししょ 新聞紙・雑誌引渡書

特別扱新聞紙・同雑誌(*新聞紙・雑誌の特別扱)が着駅に

乙(駅)				
丙(審査)				
新聞紙託送書 月 日 分 甲(荷送人) 第 号				
荷送人氏名又は商号 氏 名				
列車 駅発				
着駅	荷受人	個 数	重量(グラム)	記 事
(中略)				
計				

21cm (17行) 14.8cm (A列5番)